

内閣府
○財務省令第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第一項及び第二項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 綴

別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]
(記載上の注意)
[1～6 略]

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 中 間 期 末	前 期 末
	経過措置による不算	経過措置による不算

送 出 綴

別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]
(記載上の注意)
[1～6 同左]

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 中 間 期 末	前 期 末
	経過措置による不算	経過措置による不算

	入額	入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目		
【略】		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
【項を削る。】		
【略】		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		

	入額	入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目		
【同左】		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>		
【同左】		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		

自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
普通株式等 Tier1 資本					
[略]					
[略]					

自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
普通株式等 Tier1 資本					
[同左]					
[同左]					

その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
【略】				
[項を削る。]				
【略】				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[項を削る。]				
【略】				
その他 Tier1 資本				
【略】				
Tier1 資本				
【略】				
Tier2 資本に係る基礎項目				
【略】				
[項を削る。]				
【略】				

その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
【同左】			
<u>評価・換算差額等に係る経過措置により その他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額に算入されるものの額</u>			
【同左】			
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額			
<u>調整項目に係る経過措置によりその 他 Tier1 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額</u>			
【同左】			
その他 Tier1 資本			
【同左】			
Tier1 資本			
【同左】			
Tier2 資本に係る基礎項目			
【同左】			
<u>公的機関による資本の増強に関する 措置に係る経過措置により Tier2 資 本に係る基礎項目の額に算入される ものの額</u>			
<u>評価・換算差額等に係る経過措置によ</u>			

[略]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
[項を削る。]			
[略]			
Tier2 資本			
[略]			
総自己資本			
[略]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
[略]			
[略]			
自己資本比率及び資本バッファ率			

り Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
Tier2 資本			
[同左]			
総自己資本			
[同左]			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産 (オン・バランス) 項目			
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
[同左]			
[同左]			
自己資本比率			

[略]			
最低単体資本バツフナー比率	%	/	%
うち、資本保全バツフナー比率	%	/	%
うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率	%	/	%
うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率	%	/	%
単体資本バツフナー比率	%	/	%
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	/
[略]			
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[略]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[略]			

(記載上の注意)
 [1. ～6. 略]
 [資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]
 [表略]
 (記載上の注意)
 [1～5 略]
 [単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

1 「単体レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

[同左]			
[項を加える。]			
[項を加える。]			
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/	/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/	/
[同左]			
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[同左]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[同左]			

(記載上の注意)
 [1. ～6. 同左]
 [資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]
 [同左]
 (記載上の注意)
 [1～5 同左]
 [加える。]

2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[第2～第7 略]

別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1～13 略]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
				経過措		経過措	

[第2～第7 同左]

別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第 1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1～13 同左]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項	目	当	期	末	前	期	末
				経過措		経過措	

	置による不 算入額	置による不 算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目		
[略]		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
[項を削る。]		
[略]		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され		

	置による不 算入額	置による不 算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目		
[同左]		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
[同左]		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
繰延ヘッジ損益の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され		

額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				

額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				

[略]

[同左]

普通株式等 Tier1 資本				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
[項を削る。]				
[略]				
その他 Tier1 資本				
[略]				
Tier1 資本				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[略]				
[項を削る。]				

普通株式等 Tier1 資本				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
評価・換算差額等に係る経過措置により その他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額に算入されるものの額				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の 額				
意図的に保有している他の金融機関 等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその 他 Tier1 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額				
[同左]				
その他 Tier1 資本				
[同左]				
Tier1 資本				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
公的機関による資本の増強に関する 措置に係る経過措置により Tier2 資 本に係る基礎項目の額に算入される				

[項を削る。]					
[略]					
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額					
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額					
[項を削る。]					
[略]					
Tier2 資本					
[略]					
総自己資本					
[略]					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産 (オン・バランス) 項目					
[略]					

ものの額					
評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					
[同左]					
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					
[同左]					
Tier2 資本					
[同左]					
総自己資本					
[同左]					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産 (オン・バランス) 項目					
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					
[同左]					

[略]

自己資本比率及び資本バツフナー

[略]

最低単体資本バツフナー比率	%	/	%	/
うち、資本保全バツフナー比率	%	/	%	/
うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率	%	/	%	/
うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率	%	/	%	/
単体資本バツフナー比率	%	/	%	/

調整項目に係る参考事項

少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	/	/	/	/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	/	/	/	/

[略]

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

[略]

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

[略]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～5 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

[同左]

自己資本比率

[同左]

[項を加える。]

[項を加える。]				
----------	--	--	--	--

調整項目に係る参考事項

少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	/	/	/	/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	/	/	/	/

[同左]

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

[同左]

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～5 同左]

[加える。]

- 1 「単体レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

[第2～第7 略]

別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)

中間連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書
(年 月 日まで)

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

[第2～第7 同左]

別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)

中間連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書
(年 月 日まで)

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
〔略〕				
その他の包括利益累計額及びその他 公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
〔略〕				
〔項を削る。〕				
〔項を削る。〕				
〔略〕				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相 当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サー ビング・ライツに係るもの以外の ものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを				

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
〔同左〕				
その他の包括利益累計額及びその他 公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
〔同左〕				
公的機関による資本の増強に関する 措置に係る経過措置により普通株式 等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に 算入されるものの額				
非支配株主持分等に係る経過措置に より普通株式等 Tier1 資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額				
〔同左〕				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相 当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サー ビング・ライツに係るもの以外の ものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを				

除く。)の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスンズ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスンズ・ライツに係るもの)					

除く。)の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスンズ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービスンズ・ライツに係るもの)					

	限る。) に関連するものの額								
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額								
	[略]								
	普通株式等 Tier1 資本								
	[略]								
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目								
	[略]								
	[項を削る。]								
	[項を削る。]								
	[略]								
	その他 Tier1 資本に係る調整項目								
	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額								
	意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	少数出資金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	その他金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	[項を削る。]								
	[略]								
	その他 Tier1 資本								

	限る。) に関連するものの額								
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額								
	[同左]								
	普通株式等 Tier1 資本								
	[同左]								
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目								
	[同左]								
	その他の包括利益累計額に係る経過措置により その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額								
	非支配株主持分等に係る経過措置により その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額								
	[同左]								
	その他 Tier1 資本に係る調整項目								
	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額								
	意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	少数出資金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	その他金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額								
	調整項目に係る経過措置により その他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額								
	[同左]								
	その他 Tier1 資本								

[略]			
Tier1 資本			
[略]			
Tier2 資本に係る基礎項目			
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
[略]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
[項を削る。]			
[略]			

[同左]			
Tier1 資本			
[同左]			
Tier2 資本に係る基礎項目			
[同左]			
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
[同左]			
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
[同左]			

Tier2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
信用リスク・アセットの額の合計額
資産 (オン・バランス) 項目
[略]
[略]
[略]
連結自己資本比率及び資本バップナー
[略]
最低連結資本バップナー比率
うち、資本保全バップナー比率
うち、カウンター・シクリカル・バップナー比率
うち、G-SIB/D-SIBバップナー比率
連結資本バップナー比率
調整項目に係る参考事項
少数出資金金融機関等の対象資本等調
達手段に係る調整項目不算入額
その他金融機関等に係る対象資本等
調達手段のうち普通株式に係る調整
項目不算入額
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項

Tier2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
信用リスク・アセットの額の合計額
資産 (オン・バランス) 項目
調整項目に係る経過措置により
リスク・アセットの額に算入さ
れるものの額
[同左]
[同左]
[同左]
連結自己資本比率
[同左]
[項を加える。]
[項を加える。]
調整項目に係る参考事項
少数出資金金融機関等の対象資本調達
手段に係る調整項目不算入額
その他金融機関等に係る対象資本調
達手段のうち普通株式に係る調整項
目不算入額
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【略】

(記載上の注意)

【1. ～6. 略】

【資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率】

【表略】

(記載上の注意)

【1～4 略】

【連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率】

項目	当中間期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

1 「連結レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 【略】

別紙様式第4号(第81条第4項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から
年 月 日まで)
株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

【第1・第2 略】

【同左】

(記載上の注意)

【1. ～6. 同左】

【資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率】

【同左】

(記載上の注意)

【1～4 同左】

【加える。】

第2 【同左】

別紙様式第4号(第81条第4項関係) (日本工業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
(年 月 日から
年 月 日まで)
株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

【第1・第2 同左】

(記載上の注意)

[1～4 略]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
[略]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
年 月 日まで

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
[同左]				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
[同左]				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				

無形固定資産（モーゲージ・サービ ング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上 されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対 象資本調達手段のうち普通株式 に該当するものに関連するもの の額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・ サービシング・ライツに係るもの				

無形固定資産（モーゲージ・サービ ング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを 除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上 されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対 象資本調達手段のうち普通株式に 該当するものに関連するもの の額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・ サービシング・ライツに係るもの				

	に限る。) に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
	特定項目に係る 15%基準超過額				
	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
	普通株式等 Tier1 資本				
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
	[項を削る。]				
	[項を削る。]				
	[略]				
	その他 Tier1 資本に係る調整項目				
	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
	意図的に保有している他の金融機関				

	に限る。) に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
	特定項目に係る 15%基準超過額				
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。） に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額				
	普通株式等 Tier1 資本				
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
	その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
	[同左]				
	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
	非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
	[同左]				
	その他 Tier1 資本に係る調整項目				
	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
	意図的に保有している他の金融機関				

等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
[項を削る。]					
[略]					
その他 Tier1 資本					
[略]					
Tier1 資本					
[略]					
Tier2 資本に係る基礎項目					
[略]					
[項を削る。]					
[項を削る。]					
[略]					
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier2 資本調達手段の額					

等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
<u>調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
[同左]					
その他 Tier1 資本					
[同左]					
Tier1 資本					
[同左]					
Tier2 資本に係る基礎項目					
[同左]					
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>非支配株主持分等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
[同左]					
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier2 資本調達手段の額					

少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額					
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額					
[項を削る。]					
[略]					
Tier2 資本					
[略]					
総自己資本					
[略]					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産 (オン・バランス) 項目					
[略]					
[略]					
[略]					
連結自己資本比率及び資本バツプラー					
[略]					
最低連結資本バツプラー比率		%		%	
うち、資本保全バツプラー比率		%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率		%		%	
うち、G-SIB/D-SIB バツプラー比率		%		%	
連結資本バツプラー比率		%		%	

少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額					
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					
[同左]					
Tier2 資本					
[同左]					
総自己資本					
[同左]					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産 (オン・バランス) 項目					
調整項目に係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されるものの額					
[同左]					
[同左]					
連結自己資本比率					
[同左]					
[項を加える。]					
[項を加える。]					

調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
【略】			

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

【略】

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【略】

(記載上の注意)

【1. ～ 6. 略】

【資本バツプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプナー比率】

【表略】

(記載上の注意)

【1～4 略】

【連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率】

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

(記載上の注意)

- 1 「連結レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 2 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 【略】

調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
【同左】			

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

【同左】

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【同左】

(記載上の注意)

【1. ～ 6. 同左】

【資本バツプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプナー比率】

【同左】

(記載上の注意)

【1～4 同左】

【加える。】

第2 【同左】

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3 新規則別紙様式第三号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（法第五十条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4 新規則別紙様式第四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。